

閲覧用

令和元年度加美町農業委員会
第5回定例総会議事録

令和元年8月26日（月）

加美町小野田支所2階会議室

加美町農業委員会

令和元年度第5回定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年8月26日(月)午後1時27分～午後2時20分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(18名)

| | | |
|---------|-----|-----------|
| 会 長 | 19番 | 三 浦 泉 |
| 会長職務代理者 | 18番 | 千 葉 連 悦 |
| 委 員 | 1番 | 星 榮 喜 |
| 〃 | 2番 | 澁 谷 幹 男 |
| 〃 | 3番 | 半 田 守 |
| 〃 | 4番 | 畠 山 義 信 |
| 〃 | 5番 | 杉 村 昭 宏 |
| 〃 | 6番 | 猪 股 弘 |
| 〃 | 7番 | 三 嶋 秀 二 郎 |
| 〃 | 8番 | 今 野 修 |
| 〃 | 9番 | 伊 藤 登 喜 子 |
| 〃 | 10番 | 板 垣 文 一 |
| 〃 | 11番 | 小 山 京 子 |
| 〃 | 13番 | 山 本 成 |
| 〃 | 14番 | 尾 形 徳 夫 |
| 〃 | 15番 | 中 村 貴 美 子 |
| 〃 | 16番 | 畠 山 智 史 |
| 〃 | 17番 | 佐 藤 と も |

4 欠席委員(1名)

| | | |
|-----|-----|--------|
| 委 員 | 12番 | 佐々木 信幸 |
|-----|-----|--------|

5 議事日程

| | | |
|-------|------------|------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 会議書記の指名 | |
| 日程第4 | 報告第10号 | 非農地証明書の交付について |
| 日程第5 | 報告第11号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第6 | 報告第12号 | 農地転用許可後の工事完了報告について |
| 日程第7 | 議案第13号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第14号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第15号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第10 | 議案第16号 | 農用地利用集積計画の審査について |

6 説明のため出席した職員

| | |
|--------------------|------|
| 農業委員会事務局長（書記） | 太田浩二 |
| 農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長 | 鎌田裕之 |
| 農業委員会事務局主事 | 猪股雅敬 |

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第5回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時27分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第5回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（三浦泉会長） 第5回定例総会にご出席頂きご苦勞様でございます。8月2日より農地パトロールが始まりました。各地域とも同じような天候で猛暑の中、非常にご苦勞様ございました。内容は事務局でまとめておりました、11月末頃からの意向調査に向けて、ただ今準備しております。

また先般、食料自給率が発表されました。政府の目標は45%、2年前は39%でしたが、今回の発表ではさらに下回り37%という事で、1993年の大冷害の時と同じだそうです。政府ではこの高齢化時代を迎えまして、生産性を高めるために農地集積を尚一層図っていき、尚且つ六次産業による販売戦略を強力に推し進めていくというような考えのようではありますが、我々といたしましては1993年と同じ数字になったという事で、それだけ現在の自給率は危機的状況にあると私自身感じております。

また本日は、15時半より色麻町農業委員会との意見交換会がございますが、どうか皆さん忌憚のない発言を期待しております。

本日も慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくをお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。12番 佐々木信幸委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、13番 山本成委員、14番 尾形徳夫委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- *議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。
-

日程第3 会議書記の指名

- *議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第10号 非農地証明書の交付について

- *議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第10号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕之次長） 報告第10号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。令和元年8月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
8月分の非農地証明願は2件でございました。

申請番号1

願出人 A氏 加美町下多田川字中山…番地

所在地 下多田川字中山…番…の畑

下多田川字中山…番…の田

現状 雑種地

面積 合計986㎡

平成7年11月に農地法第5条の転用許可を受け、加美よつば農業協同組合において資材置場兼駐車場として使用していましたが、地目変更登記を行わず現在に至っているものでございます。

申請番号 2

願出人 B氏 加美町小泉字加賀檀…番地…

所在地 小泉字加賀檀…番地…の田

現状 宅地

面積 310 m²

国土調査時において田として登記されましたが、願出人の父が昭和54年頃に農地転用許可を得ないまま物置を建設するなどし、現在に至っているものでございます。相続手続きを行う中で地目が「田」であることが判明し、今回の願出となったものでございます。

尚、2件とも8月15日の現地調査時、担当委員さん方による現地確認の後、証明書を発行しております。

[以上2件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第10号を終了いたします。

日程第5 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。令和元年8月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の賃貸借の合意解約は2件でございます。

申請番号 1

貸人 C氏

借人 D氏

所在地 南小路の田 外8筆

面積 9,601 m²

基盤強化促進法

申請番号 2
貸人 E氏
借人 D氏
所在地 高谷地の田 外1筆
面積 3,585 m²
基盤強化促進法

[以上2件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第11号を終了いたします。

日程第6 報告第12号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第12号、農地転用許可後の工事完了報告について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第12号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和元年8月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号1
建売住宅建設 字町裏…番地… 外1筆
面積 2,024 m²
令和元年7月31日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第12号を終了いたします。

日程第7 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年8月26日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。
今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 F氏

受人 G氏

申請地 字鹿原葡萄沢の畑 3筆

面積 1,695,410㎡のうち持分面積29,744.03㎡

親族へ贈与するもの

申請番号2

渡人 H氏

受人 I氏

申請地 宮崎字南の畑 外1筆

面積 84,545㎡

地上権を後継者へ贈与するもの

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号1番について11番 小山京子委員をお願いします。

*11番（小山京子委員） はい。譲渡人のF氏は和歌山県に住んでおりますが、叔父の死亡により相続したもので、地元の親戚のG氏に贈与したいという事でありました。譲渡人・譲受人に聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、2番 澁谷委員。

*2番（澁谷幹男委員） 申請番号2番についてですが、地上権の贈与というものが、どのような事か詳しく説明していただきたいです。

*事務局（猪股雅敬主事） はい。申請番号2番についてご説明します。農地法第3条の中には、所有権・賃借権・地上権というものがあります。地上権の贈与をする際も、農地であれば農業委員会の許可が必要という事で今回の議案に挙げております。持ち分20分の1という事ですが、もともと南永志田地区の方でして昭和29年頃に地上権設定を設定されており、その部分の持ち分を今回贈与するというものです。ですので、所有者はまた別にいるという事です。

*2番（澁谷幹男委員） 29年にどうして地上権の設定を行ったのですか？

*事務局（猪股雅敬主事） 29年に設定したのは部分林のためで、もともと木を伐採するために設定されたという事です。

*7番（三嶋秀二郎委員） それに関連してよろしいですか？

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） はい。部分林ですから、所有権は宮崎町ですよね。それを10対1の分収林契約をして部落の山になったわけです。そこはもともと畑でしたので、現況地目も畑になっているという事です。本来は部分林だと「林」なので山なのですが、畑という事で登記したのだと思われれます。

*事務局（猪股雅敬主事） その通りでございます。昭和29年はまだ山林としてありましたが、部分林で設定されて木の伐採後に国土調査が行われました。その際、畑として登記され、農地とされたという事でございます。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年8月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請者 J氏 加美町城生字前田…番地…

申請地 加美町城生字前田…番地… 外1筆の田

面積 合計763㎡

事業資金 …万円 宅建業者からの借り入れにより賄うこととする

事業計画 令和元年9月1日着工、令和2年3月31日完成予定

集合賃貸住宅1棟8戸を建築し、あわせて駐車場16台分を整備するもの

申請地は加美町役場の北約800mに位置し、水道管、下水管が埋設されている幅5mほどの町道の沿道の区域でありまして、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設（中新田クリニック、清宮眼科の2つの診療所及び加美町中新田図書館）がありますことから、第3種農地と判断したものであります。

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番について、18番 千葉連悦委員お願いします。

*18番（千葉連悦委員） はい。それでは現地調査の結果をご報告いたします。8月15日、太田局長、鎌田次長、佐藤とも委員、星榮喜委員、私の5名で調査を行ってまいりました。

申請人は加美町城生字前田、J氏。宅地隣接の田、763㎡を集合住宅建設での許可申請でございます。現状は自己保全及び、一部野菜の転作という状況でございます。第3種農地という事で現地を確認いたしました。周辺は農地ではなく宅地に囲まれた低い土地で前田住宅に隣接しており、大雨の際かなり浸水する地帯の一部

でございます。ですので60～70cmの盛土を行い、擁壁・土留めを設置し土砂の流出を防止し、雨水については隣接する既存水路に放出。汚水・雑排水については公共の下水道に接続し処理という事で支障のないものと判断しました。開発許可等につきましては不要でして、現状を見る限り許可相当と判断いたします。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年8月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は7件でございます。

申請番号1

譲渡人 K氏 加美町字赤塚…番地

譲受人 株式会社 L社 代表取締役 M氏

富谷市大清水一丁目…番地…

申請地 加美町字赤塚…番 外1筆の田

面積 2,062㎡

事業資金 自己資金…万円 うち土地代…万円

事業計画 令和元年11月1日着工、令和2年7月31日完成予定

売買により宅地造成を行い「特定」建築条件付売買予定地とするもの

申請地は加美町役場の南東約1.1kmに位置しており、中新田市街に連続する市街化が著しい「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益

的施設が連たんしている」区域にある農地でありますことから、第3種農地と判断したものであります。

農地転用許可制度においては、これまで住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用については、その土地を最終的に住宅の用に供する事が確実と認められない事から、農地法施行規則において原則認めない事とされてきたのはご案内のとおりであります。しかし近年、住宅のデザインや間取りなどのニーズが多様化し、住宅メーカーが宅地造成後の土地を売買するにあたって、土地購入者との間で自社又は自社が指定する建設業者との間に売買する土地に建設する住宅について、一定期間内に建築請負契約が成立する事を条件とする「建築条件付売買土地」が増加しているという状況がありました。

国においてはこうした状況を踏まえ、本年3月29日に新たに制定した「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」で定める特定の要件を満たす事が確実と認められるときには、その土地は「宅地造成のみを目的とするもの」に該当しないものとして取り扱うこととして農地転用許可をし得るものとしたところであります。

本申請はこの制度改正に基づくものでありまして、本町としては初の適用案件となるものであります。

申請番号2～5は同一の事業となります

申請番号2

譲渡人 N氏 加美町上狼塚字西宅地…番地

申請地 加美町上狼塚字寺前…番の田

面積 1 2 2 m²

申請番号3

譲渡人 O氏 千葉県船橋市丸山四丁目…番…号

申請地 加美町上狼塚字寺前…番の田

面積 1 0 1 m²

申請番号4

譲渡人 P氏 加美町上狼塚字西宅地…番地

申請地 加美町上狼塚字寺前…番 外1筆の田

面積 3 2 2 m²

申請番号5

譲渡人 Q氏 加美町上狼塚字寺前…番地

申請地 加美町上狼塚字寺前…番 外1筆の田

面積 5 1 3 m²

譲受人 宗教法人 R社 代表役員代務者 S氏
加美町上狼塚字西宅地…番地

事業資金 自己資金…万円 うち土地代…万円

事業計画 令和元年11月1日着工、令和2年3月31日完成予定

売買によりR社 来客用の駐車場を整備するもの

申請地は加美町役場の北東約1.5kmに位置する集落内に介在する農地で、周囲には10a区画の水田地帯が広がっていますが、それらとは宅地等により分断され

た状態となっております。第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります事から、第2種農地と判断したものであります。申請地の周辺に、当該事業目的を達成する事が可能な農地以外の土地や第3種農地ではない事から、第2種農地であっても許可し得ると思料されるものであります。

申請番号6

譲渡人 T氏 大崎市古川中里四丁目…番…号

譲受人 株式会社 U社 代表取締役 V氏
大崎市鹿島台船越字山古屋前沢…番地

申請地 加美町米泉字東野…番…の畑

面積 2,500㎡

事業資金 自己資金…万円 うち土地代…万円

事業計画 令和元年10月15日着工、令和2年2月20日完成予定

売買により駐車場、大型車両転回スペース及び資材置場を整備するもの

申請地は加美町役場から北西に約2.7kmに位置する、丘陵突端近くの約6haの小集団の開拓地内にある農地であります。第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い土地であります事から、第2種農地と判断したものであります。

本案件は既存施設の拡張でありまして、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えず、既存施設に隣接して整備されるものであり、第1種農地における不許可の例外規定「e」に該当すると思料されるものであります。

申請番号7

譲渡人 W氏 加美町字門沢宿…番地…

譲受人 X氏 同上

申請地 加美町字門沢宿…番… 外1筆の畑

面積 495㎡

事業資金 自己資金…万円

事業計画 令和元年9月1日着工、令和元年12月1日完成予定

贈与により居宅用地とするもの

申請地は、加美町役場小野田支所の西約9.5kmに位置し国道347号沿線の門沢集落に接続しておりますが、国道を挟んで北東につながる農地、圃場とともに「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されます事から第1種農地と判断したものであります。

ただ本案件は、申請事由が住宅の建て替えでありまして、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅・事務所・作業場等)」として不許可の例外規定「e」に該当すると思料されるものであります。

[以上7件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番から申請番号7番について、18番 千葉連悦委員をお願いします。

*18番（千葉連悦委員） はい。では現地調査の結果をご報告いたします。先程の報告と同様に8月15日、現地を調査してまいりました。

申請番号1番ですが、所有権移転売買という事で、特定建設条件付売買の案件でございます。面積は赤塚…番…番、合わせて2,062㎡で、現地におきましては転作という事で管理されております。農地用区分につきましては第3種農地、資金計画につきましては自己資金という事でございます。行政等の許可等につきましては該当なし、計画面積の妥当性につきましては適当である、宅地造成のみの事由につきましては条件付き売買予定地という事であります。周辺の農地に係る営農条件というところが一番重視されますが、宅地内道路はアスファルト舗装とし、外周にはL字型擁壁を設置する事により土砂の流出を防止するとの事。汚水・雑排水については公共下水道に接続、雨水排水につきましては、宅地内道路コンクリート側溝に集積し泥溜舛經由後、既存水路へ放流するため支障のないものとし、許可相当と判断しました。

譲受人の株式会社L社は建売住宅等の事業をされておりますが、今まで許可申請が計画通り進んでいないものが2件ございます。その際は延長願い等での対応をしているという事でありまして、今後は許可後、計画通りに進める約束で話をしました。尚、矢越の調査予定地向かい側の売買案件、こちらはL社ではなくM氏の母親名義で申請されたもので、Y社の中古車展示場という事でしたが、現状車は1台もない状況であります。そのような状況がありますので今後は厳重に注意し、計画通りにならない場合、今後の許可申請につきましては十分検討するという事を現地調査の際に話し合いました。その件につきましては、皆様のご意見も頂戴したいと思います。

申請番号2番から5番につきましては一括で報告させていただきます。申請地はR社の南側に位置する道路をはさみ、現在駐車場として利用している場所の東に位置している田でございます。農地区分は第2種農地という事で、現状としましては転作・一部保全管理等が見受けられました。事業計画につきましては、R社の駐車場という事での所有権移転売買案件となり、現在申請場所の隣接地を既に駐車場として利用しておりますが、手狭であるため今回の案件となったとの事でございます。資金に関しましては自己資金での対応となり、図面通り駐車台数30台を確保するという事においては妥当であると判断いたしました。尚、現在の駐車場と今回の申請地の間に水路がございますが、駐車場の盛土をした際に法面を形成し、水路はそのまま活かすという事でございました。また、雨水は自然浸透させ水路へ放出し、汚水・雑排水の排水はないものと判断いたします。よって許可相当と判断いたしました。

申請番号6番ですが、中新田から小泉に向かい、Z社の手前に位置します以前のa社があった場所でございます。a社を閉鎖し、今回U社として鶏の雛の育成という

事で既に鶏舎を新しくし、鶏インフルエンザの予防を行っているそうです。申請地は養鶏所入り口の南側沿道でございます。現在の地目は畑となっておりますが既に耕作はされておらず、一部直径3～40cmの木が数十本はえており、耕作放棄地と判断いたしました。農地区分は第2種農地となり、事業資金は自己資金での対応、社員駐車場8台分と営業車駐車場3台分、また大型車両駐車場4台と車両通路及び回転場を確保するためのものがございます。周辺の農地に係る営農条件につきましては敷地は砂利敷きに施行しまして、雨水は自然浸透により周辺の土側溝に放流するという事で支障のないものと判断いたしました。よって許可相当と判断いたします。

申請番号7番につきましては、W氏からX氏へ贈与による居宅の建築という事でございます。今年の2月頃火災に見舞われ居宅が全焼したため、居宅の建て替えをするといった申請事由でございます。第1種農地であります。資金につきましては自己資金で対応するという事でございます。周辺の農地に係る支障の有無でございますが、盛土を行い土留めを設置し、土砂の流出を防止するとの事。雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水につきましては合併浄化槽により処理するため支障ないものとし、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*2番（三嶋秀二郎委員） はい。申請番号1番についてですが、他法令関係で後退道路について加美町・県で協議中となっておりますが、現段階でどの程度進んでいるのですか？また、こういった内容で協議しているのでしょうか？

*事務局（鎌田裕之次長） はい。後退道路につきましては、接地する道路の幅が4m以上になるように確保する必要があるという事で、4mの幅が自分の敷地に食い込んでいる場合は、その分下がって開発する必要があるという事でございます。こちらについては、建設課の方と既に申請・協議済となっております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第16号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第16号、農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第16号、農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。令和元年8月26日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農用地利用集積の審議は、賃貸借3件 使用貸借1件の計4件でございます。

申請番号1

渡人 D氏
受人 株式会社 b社 代表取締役 D氏
申請地 字鹿原掃出の田 外61筆
面積 69,986.44㎡
権利移動の種別 賃貸借
賃料 1反歩 …円

申請番号2

渡人 C氏
受人 株式会社 b社 代表取締役 D氏
申請地 字南小路の田 外8筆
面積 9,601㎡
権利移動の種別 賃貸借
賃料 1反歩 …円

申請番号3

渡人 E氏
受人 株式会社 b社 代表取締役 D氏
申請地 字高谷地の田 外1筆
面積 3,585㎡
権利移動の種別 田…賃貸借 畑…使用貸借
賃料 1反歩 …円

申請番号 4

渡人 c 氏

受人 d 氏

申請地 字原八幡堂西一番の畑 外 28 筆

面積 40,300.48 m² (共有持ち分含む)

権利移動の種別 使用貸借

渡人が農業者年金を受給するため、後継者へ使用貸借の再設定をするもの

以上 4 案件で、田 72 筆・畑 30 筆 面積 123,472.92 m²

これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 4 件の集積計画について説明]

* 議長 (三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長 (三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 8 号、農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長 (三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第 5 回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後 2 時 20 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年8月26日

議 長 三 浦 泉

署名委員 山 本 成

署名委員 尾 形 徳 夫